

「持続可能性に配慮した調達コード」の普及等の状況について

○ 各種会議等における説明の実施(例)

(2017年10月25日時点)

時期	会議等名称	主催者・依頼者	備考
2017年1月25日	第1回 九州チャレンジ・ワークショップ ～2020年東京大会関連の調達について～	九州・沖縄地方産業競争力協議会	
2017年3月14日	スポーツイベントで“チャンスを掴め”説明会 ～2020年東京大会関係の調達について～	東京商工会議所	
2017年4月24日	持続可能性に配慮した調達コード 事業者向け説明会	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局	動画あり https://www.youtube.com/watch?v=MLi7hV-z-mM
2017年5月11日	持続可能性に配慮した調達コード(食材調達基準を含む) 生産者団体向け説明会	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 農林水産省大臣官房政策課 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局	
2017年6月7日	2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合 第5回総会	2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合	
2017年6月20日	第2回 九州チャレンジ・ワークショップ ～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の調達について～	九州・沖縄地方産業競争力協議会	
2017年7月31日	第6回 東京オリンピック・パラリンピックに関する情報交換会議	新潟県	
2017年9月13日	第1回 サステナビリティ・フォーラム ～2020年に向けてディーセント・ワークを通じた持続可能な開発へ～	国際労働機関(ILO) (協力:東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)	

「持続可能性に配慮した調達コード」の普及等の状況について

○ 各種媒体を通じた発信

時期	媒体・内容等	備考
2017年7月	栄養士会雑誌7月号に食材の調達基準について寄稿 タイトル:食材調達にサステナビリティの視点を ～東京2020大会をステップに～	
2017年7月	7月20日付の日本農業新聞に持続可能性部長のインタビュー掲載	
2017年7月	農耕と園藝8月号に持続可能性事業課長のインタビュー掲載 タイトル:持続可能な農業とは? ～東京五輪に向けた農業分野の動向～	

「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法等を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定。

	主な項目	内容
共通事項	適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
	調達における 持続可能性の原則	組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。 ①どのように供給されているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ②どこから採り、何を使って作られているのか ④資源の有効活用
	持続可能性に 関する基準	組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンシー、それらのサプライチェーンに求める。 <全般> 法令遵守 <労働> 児童労働の禁止 等 <環境> 省エネ、3Rの推進 等 <経済> 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等 <人権> 差別・ハラスメントの禁止 等
	担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
	通報受付窓口	調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、対応する仕組み
物品別の個別基準	重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。 <対象> 木材、農産物、畜産物、水産物、紙(今後検討予定)、パーム油(今後検討予定)	

持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

《農産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

ア **JGAP Advance**、
GLOBAL G.A.P.、
組織委員会が認める認証
スキーム

イ **「農業生産工程管理(GAP)の
共通基盤に関するガイドライン」**
に準拠したGAPに基づき生
産され、都道府県等公的機関
による第三者の確認

＜要件を満たした上で推奨される事項＞

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わっ
て生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機
関や各国政府により認定された伝統的な農
業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な
機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本
基準を満たすものを、可能な限り
優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

《畜産物》

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすことを示す方法)

ア JGAP、

GLOBALG.A.P.、

組織委員会が認める認証スキーム

イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者による確認

<要件を満たした上で推奨される事項>

・有機畜産により生産された畜産物

・エコフィードを用いて生産された畜産物

・農場HACCPの下で生産された畜産物

・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

持続可能性に配慮した水産物の調達基準(概要)

《水産物》

<要件>

- ① 漁獲又は生産が、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
- ② 【天然水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③ 【養殖水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)
組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(要件①～④を満たすことを示す方法)

- ア MEL、MSC、AEL、ASC、FAOのガイドラインに準拠したも
のとして組織委員会が認める認証
スキーム
- イ 資源管理に関する計画であって、
行政機関による確認を受けたもの
に基づいて行われている漁業かつ
要件④について確認
- ウ 漁場環境の維持・改善に関する計
画であって、行政機関による確認を
受けたものにより管理されている養
殖かつ要件④について確認
- エ 認証取得を目指した改善計画に
よるものを含め、要件①～④を
満たすことを確認

<国産を優先的に選択>

(国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多
面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である水産物が本
基準を満たすものを、可能な限り
優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)